

# 黒川本紫日記簡注(四)

笹川博司

凡例

- 一、本稿は、宮内庁書陵部蔵『紫式部日記』（黒川家旧蔵「紫日記」）を底本とする注釈である。本誌前号所載(三)に引き続き、(四)では37～40を対象とする。
- 一、底本の翻字に際して、読みやすさに配慮し、次の方針に従った。
  - (1) 仮名には濁点を付した。また、歴史的仮名遣いに統一して字音語に漢字を当てたが、その場合、底本の仮名を右側に傍記した。
  - (2) 漢字は旧字体を新字体に改めた。
  - (3) 段落を設け、句読点を付し、会話文には「」を付けた。
  - (4) 底本の様態が簡単に確認できるように、笠間影印叢刊「黒川本紫日記 宮内庁書陵部蔵」の所在頁を(上38)などと示した。上は上巻の、38は38頁の、略記である。

- (5) 底本にない本文に従う場合は、そのつど【簡注】に注記した。

一、注釈にあたっては、【簡注】【参考】の項目を立て、次の方針に従った。

- (1) 【簡注】には、注意すべき語義や本文異同等を示し、『源氏物語』に用例がある場合は、それを優先して掲出した。また、『御堂関白記』等の古記録によって歴史的事実が確認できると判断した。

- (2) 【参考】には、『栄花物語』の記事など参考とすべき事柄がある場合、それを掲出した。

一、注釈に引用する文献の本文は、次の通りとした。

- (1) 『源氏物語』は『源氏物語大成』（中央公論社）、『宇津保物語』は『宇津保物語本文と索引』（笠間書院）、『栄花物語』は『栄花物語全注釈』（角川書店）に拠った。その他の散文は、特にことわらない限り、『日本古典文学大系』『新日本古

典文学大系』(岩波書店)の本文に拠った。

(2) 和歌は、特にことわらない限り、『新編国歌大観』(角川書店)の本文に拠った。ただし、万葉集は、西本願寺本の訓・旧国歌大観番号で示す。

(3) 史料は、『大日本古記録』『史料纂集』『新訂増補国史大系』『大日本史料』『新訂増補故実叢書』等の本文に拠り、訓読して示す。

一、注釈にあたり、次の先行研究を参照した。引用する場合、略号を用いた。

傍注 享保十四年(一七二九) 壺井義知『紫式部日記傍注』

稲直解 文政四年(一八二二) 足立稲直『紫式部日記解』

釈 天保五年(一八三四) 清水宣昭・藤井高尚『紫式部日記釈』

大秀解 天保六年(一八三五) 田中大秀等補訂『紫式部日記釈』

(以上『紫式部日記古註釈大成』昭和五十四年四月による)

精解 大正十三年(一九二四) 関根正直『紫式部日記精解』(明治書院)

新展望 昭和二十六年(一九五二) 益田勝実『紫式部日記の新展

望』(日本文学史研究会)

全書 昭和二十七年(一九五二) 玉井幸助『紫式部日記』(朝日新聞社) 日本古典全書

大系 昭和三十三年(一九五八) 秋山虔『紫式部日記』(岩波書店) 日本古典文学大系

亀鑑 昭和三十六年(一九六一) 池田亀鑑『紫式部日記』(至文堂)

新釈 昭和三十九年(一九六四)年二月、曾澤太吉・森重敏『紫式部日記新釈』(武蔵野書院)

岩波文庫 昭和三十九年(一九六四)十一月、秋山虔『紫式部日記』岩波文庫

全集 昭和四十六年(一九七二)六月、中野幸一『紫式部日記』(小学館) 日本古典文学全集

全注釈 昭和四十六年(一九七二)十一月、萩谷朴『紫式部日記全注釈』(角川書店) 上巻、昭和四十八年(一九七三)三月、

下巻

鑑賞 昭和五十一年(一九七六) 阿部秋生『鑑賞日本古典文学』(角川書店) 第十一巻所収『紫式部日記』

集成 昭和五十五年(一九八〇) 山本利達『紫式部日記』(新潮社) 日本古典集成

校注 昭和六十年(一九八五) 萩谷朴『校注 紫式部日記』新典社校注叢書2

譯注 昭和六十一年(一九八六) 五月、今井卓爾『紫式部日記譯注と評論』(早稲田大学出版部)

新大系 平成元年（一九八九）伊藤博『紫式部日記』（山岩波書店）  
新日本古典文学大系

致 平成四年（一九九二）山本利達『紫式部日記致』（清文堂）

新全集 平成六年（一九九四）中野幸一『紫式部日記』（小学館）

新編日本古典文学全集

全訳注 平成十四年（二〇〇二）宮崎莊平『紫式部日記』（講談

社学術文庫）、七月（上）八月（下）

笠間文庫 平成十九年（二〇〇七）小谷野純一『紫式部日記』

（笠間文庫）

角川文庫 平成二十二年（二〇一〇）山本淳子『紫式部日記』

（角川ソフィア文庫）

一冊 平成二十四年（二〇一二）上原作和・廣田收『新訂版 紫

式部と和歌の世界 一冊で読む紫式部家集』（武蔵野書院）

評伝 平成二十六年（二〇一四）五月、増田繁夫『評伝紫式部』

（和泉書院）

全釈 平成二十六年（二〇一四）六月、笹川博司『紫式部集全

釈』（風間書房）※『紫式部集』所収歌については、本書参照

のこと。

王朝 平成二十八年（二〇一六）山本淳子『紫式部日記と王朝貴

族社会』（和泉書院）

37

おもまゐりはてて、女房、みすのもとにいであたり。  
ほかげに〔上38〕きらきらとみえわたる中にも、おほ  
式部のおもとの、裳、からぎぬ、をしほ山のご松原をぬひ  
たるさま、いとをかし。おほ式部は、みちのくにかみの  
め、とのの宣旨よ。大輔の命婦は、からぎぬは、てもふれ  
ず、もをしろがねの泥して、いとあざやかに大うみにすり  
たるこそ、掲焉ならぬ物から、めやすけれ。弁の内侍の、  
もに、しろがねのすはま、つるをたてたるしさま、めづら  
し。裳のぬい物も、松が枝のよはひをあらそはせたる心ば  
へ、かどかどし。少将のおもとの、これらにはおとりなる  
〔上39〕しろがねの箔を、人々つきしろふ。少将のおもと  
といふは、信濃のかみすけみつがいもうと、とののふる人  
なり。

その夜の御前のありさまの、いと人にみせまほしけれ  
ば、よゐの僧のさぶらふ御屏風をおしあけて、

「この世には、かうめでたき事、また、えみたまはじ」  
と、いひ侍しかば、

「あなかしこ、あなかしこ」

と、本尊をばおきて、手をおしすりてぞ、よろこび侍し。

【簡注】 ○おもものまゐりはてて、女房 中宮様への食膳進上が終わって、女房八人が。↓㉔「おもものまゐるとて、女房八人」。○みすのもとにいでるたり 御簾のもとに出て座った。「みすのもとに」は、『源氏物語』の「けちかくみすのもとなどにもよりて」（胡蝶・七八八）などのように「寄る」という動作が続くのが普通だが、供膳のため既に御簾の内にはいた女房なので、「出で居たり」（母屋から廂へ出て、端近の御簾のもとに座った）という動作が続く。全注釈（上・三〇〇頁）は「東廂の東面の御簾のきわにすわって、御簾の下から出だし衣をして落ち着いたものである」と推測する。○おほ式部のおもと 道長家の最上席女房。↓㉕「大式部のおもと」。○をしほ山のお松原 『後撰集』の「おほはらやをしほの山のお松原はやこだかかれちよの影みん」（慶賀・一三七三、貫之）を踏まえ、若君の成長を願う意匠か。○みちのくにのかみのめ 陸奥守の妻。陸奥守は、寛弘五年九月十五日時点での官職名とも、執筆当時の官職名とも考えられるが、ここは後者の可能性が高い。とすれば、藤原済家は、『御堂閔白記』に十一回も登場する藤原済家は、同記録によれば、寛弘五年十月十七日に敦成親王家別当に選ばれ、翌年陸奥守となつたらしく、寛

弘六年八月廿三日条に「陸奥守済家、罷り申ス。女装束・下襲・表袴・馬ヲ賜フ。其ノ妾ニ、乗鞍一具、又、女騎ノ料、馬・二人鞍・笠・行騰・装束二具等、之ヲ給フ」と見える。済家の妻である大式部が道長家に宣旨女房として仕えていたからこそ、夫の陸奥国下向に同行することになつた彼女のために、道長は右のような饞別を与えたのであろう。○とのの官旨よ ↓㉖「殿のせむじよ」。底本「との、さむじよ」。諸本により「さ（左）」は「せ（世）」の誤写とみて「殿の官旨よ」と改訂。大式部が道長家の宣旨女房であることを繰り返すことわる記述は、式部が自分のメモや諸記録などを参照して「まとめて一回的に書かれたのではなくて、幾度か書き継ぎ書き足しながら書いていった」痕跡と評伝（二七九頁）は指摘する。○大輔の命婦 中宮女房。大江景理妻か。↓㉗「たいふのみやうぶ」。○からぎぬは、てもふれず、もをしるがねの泥して、いとあざやかに大うみにすりたるこそ 唐衣は、手を加えず、裳を銀泥（銀の粉末を膠で溶いたもの）を用いて、非常に鮮やかに大海の模様に摺つてあるのが、それこそ。↓㉘「おほうみのすりめ」。○掲焉ならぬ物から 目立たないけれども。↓㉙「けちえんに」。形容動詞「掲焉なり」で、際立

っている、目立つさま。『菅家文章』一・早春侍内宴同賦  
無物不逢春「一草一木光華掲焉」など。○弁の内侍 中宮  
女房。藤原順時女。↓<sup>⑤</sup>「弁の内侍」。○しぎま 事をな  
す様。仕方。↓<sup>③</sup>「しぎま、人の心くみえつ」。『源氏  
物語』に「きるべき物、つねよりも心とどめたる色あひ、  
しぎま、いとあらまほしくて」(帚木・五二)などのよう  
に、特に、衣の縫い方、仕立て方をいうこともある。○心  
ばへ、かどかどし 狙いが、才気に満ちている。「心ばへ」  
は、心の働きを外部におし及ぼすこと。意向。思いやり。  
意図。「かどかどし」は、いかにも才能がある。才気に満  
ちている。『源氏物語』に「心ばへもかどくしう、かた  
ちもをかしくて」(賢木・三七三)など。○これらにはおと  
りなるしろがねの箔を これらの女房に比べて劣っている  
銀の箔に対して。底本「はくさい」。流布本「はく」に従  
うが、難解な「はくさい」が本来の本文であろう。全注釈  
(上・三〇一頁)は、「はくさい」に「箔切」「箔截」「箔彩」  
等の漢字を当てて、切り箔を置いて文様を描くことをい  
う術語かとも考えられる」という。○つきしろふ 互いにそ  
つと突つき合う。「：しろふ」は、互いに：し合う。「突  
きしろふ」は、互いに肩や膝などをそつと突つき合う。

相手を突つついて合図をする。『源氏物語』に「たゆみな  
き御しのびありきかなと、つきしろひつ、そらねをぞし  
あへる」(花宴・二七三)など。○少将のおもとといふは、  
信濃しなののかみすけみつがいもうと、とののふる人なり「少  
将のおもと」という人は、信濃守「すけみつ」の「いもう  
と」(年齢の上下に関わらず姉をもう)で、道長殿の「ふる  
人」(古参の女房)である。『尊卑分脈』によれば、藤原  
尹甫たすけ男に「佐光」なる人物が確認でき、その肩書に「従四  
下／信濃撰津權守／中宮大進／皇后宮亮」とある。『御堂  
関白記』にも長和二年(一〇一三)九月十六日の「叙位」  
で「家司：従四位下佐光、大進」という記録が見え、道長  
の家司だったことが知られる。『小右記』長和五年(一〇  
一六)三月廿一日条「去夕、皇太后宮二候ヒシ少将命婦、  
彼ノ宮ヨリ退出乗車ノ後、北門ノ陣外ニ於テ、同宮ノ侍人  
等七八人相聚リ、先ヅ陪従ノ女并ビニ子童ヲ引落シテ打凌  
ジ、其ノ後命婦ヲ曳落セリ。又、車ニ付キシ男ノ頭ヲ打破  
ス。少将命婦ハ右(左)衛門尉(藤原)宗相(檢非違使)ノ  
妻ト云々」と見える「少将命婦」が「少将のおもと」であ  
ろうか。とすれば、藤原宗相妻ということになる。○御前  
のありさまの、いと人にみせまほしければ、よゐひの僧そうのさ

ぶらふ御屏風をおしあけて、中宮の御前の有様が、ほんとうに人に見せたい素晴らしさなので、夜居の護持僧が伺候している御屏風を押し開けて。○かうめでたき事、また、えみたまはじ、こんなふうには素晴らしい事、またと、御覧になれないでしょう。絵詞「かういとめでたきこと、まだ見たまはじ」。夜居の僧の年齢や立場からすると、もう、こんな盛事に出会うことはないでしょうというのである。○いひ侍しかば「侍り」と「き」の併用。↓⑤「心ちし侍しか」。○本尊をばおきて…よろこび侍し 本尊そつちのけで…祝福したことでした。

38

かむだちめ、座をたちて、御はしのうへにまゐり給ふ。殿をはじめたてまつりて、攤うちたまふ。かみのあら(上40)そひ、いとまざなし。

哥どもあり。

「女房、盃」

などあるをり、

「いかがはいふべき」

など、くちぐち、おもひ心みる。

めづらしき光さしそふ盃は、もちながらこそ千代もめ  
ぐらめ(五)

「四条大納言にさしいでむ程、うたをばさる物にて、こわづかひ用意いるべし」

など、ささめき、あらそふ程に、ことおほくて、夜いたう

ふけぬればにや、とりわきても、ささで、まかでたまふ。

祿ども、かんだちめには、女の装束に、御ぞ、御(上

41)むつきやそひたらむ。殿上の、四位は、あはせひとか

さね、はかま、五位は、うちき一かさね、六位は、はかま

一具ぞみえし。

【簡注】○かむだちめ 『小右記』寛弘五年九月十五日条に

は「今日見参ノ諸卿」として十九名の名が列記され、主催

者の左大臣道長四十三歳と筆録者の権大納言藤原実資五十

二歳以外の出席者が知られる。内大臣藤原公季五十二歳・

大納言藤原道綱五十四歳(以上正二位)・藤原懷忠七十四

歳、権中納言藤原齊信四十二歳・中納言藤原公任四十三歳

・権中納言藤原隆家三十歳(以上従二位)・中納言藤原時光

六十一歳・権中納言源俊賢五十歳・権中納言藤原忠輔六十

五歳(以上正三位)・参議藤原有国六十六歳・同藤原行成三

十七歳（以上従三位）・同藤原懷平五十六歳（正三位）・同藤原兼隆二十四歳・同藤原正光五十二歳・同源経房四十歳（以上従三位）・同藤原実成三十四歳（正四位）・非参議平親信六十四歳（従二位）・同藤原頼通十七歳（正三位）・同源憲定年齢不詳（従三位）。欠席の公卿は、右大臣藤原顕光六十五歳（正二位）と、当時大宰大弐として筑紫に下っていた非参議藤原高遠六十歳（正三位）のみ。なお、高遠の年齢は『尊卑分脈』、位階は『小右記』寛弘二年四月廿三日条による。○はし 橋廊。↓④。『小右記』寛弘五年九月十五日条の「諸卿、座ヲ起チ、更ニ渡殿ノ座ニ着ス」に当たる。「はし」は、「渡殿の橋」で、「階」とする解釈は誤り。『小右記』に「東ノ対ノ西ノ面ニ卿相ノ饗有リ」とあり、『紫日記』に「参る」とあるので、東の対から寝殿に架かる橋廊ということなる。○攤<sup>た</sup> 『小右記』寛弘五年九月十五日条には「擲采ノ戯有リ」とあり、「采ヲ擲ツ」遊戯すなわちサイコロを使う遊戯と知られるが、遊び方の詳細は不明。『宇津保物語』にも「内にも、宮にも、殿上人集まりてだうち、遊するに」（あて宮・六九七）などと見える。また、『大鏡』師輔伝にも「みかど（村上）の御庚申せさせたまふに…人々あまたさぶらひたまひて攤うたせたま

ふついでに…九條殿（師輔）…このはらまれたまへるみこ、おとこにおはしますべくは、でう六いでこ、とて、うたせ給へりけるに、たゞ一度にいでくるものか」と見え、「でう六」は「疊六<sup>でふ</sup>」で二個の賽<sup>さい</sup>の目が共に六と出ることであろうから、二個のサイコロを使用していることが知られる。また、この例のように、産養のほか、庚申などの折にも行われたらしく、『扶桑略記』村上天皇・康保三年（九六六）十一月卅日条にも「庚申。今夜、殿上ノ侍臣ヲ御前ニ召シテ、聊カ攤ヲ打タシメ、酒ヲ給フ。暁ニ及ビテ、和歌ヲ詠マシム。納殿ノ絹ヲ以テ侍臣ニ給フ」とある。『中右記』元永二年（二一九）五月卅日条、鳥羽天皇中宮璋子が皇子顕仁を出産した後の、産養三夜における打攤の記事「切灯台ヲ立テ、円座一枚ヲ敷キ、筒・篋ヲ並べ、下臍ヨリ紙ヲ置キ、公卿皆悉ク又進ミ寄り、攤ヲ打ツ事有リ」などによれば、「筒」に二つのサイコロを入れて振り、目を出したらしい。○かみのあらそひ、いとまきなし「紙」に「上」を掛けるか。寛弘五年九月の皇子敦成の産養では、七夜においても打攤が行われ、『御産部類記』に「十七日…和歌有リ…其ノ後、攤ヲ打ツ。内蔵寮、攤ノ紙ヲ進ズ。本宮、又、攤ノ紙ヲ出ス」と「紙」のことが見え

る。大秀解(二四二頁上)は「紙を賭物とするなるべし」と推測する。全注釈(上・三〇六頁)は「かみ」とは直接には「擲采の賭け物」である。「往時の貴重品としての紙」だが、「上(紙)の争ひ、いとまさなし」というのは、『論語』の「君子は争ふ所無し」や『孟子』の「上礼無くんば、下学ぶこと無し」などの「孔孟の教えにかけた術学的な洒落」という。「まさなし」は、まさにあるべきさまから、いちじるしくかけ離れて、見苦しい、行儀が悪い。『源氏物語』に「きぬのすそ、たへがたく、まさなきこともあり」(桐壺・七)など。「攤」を打って賞品の「紙」を争うのだが、こうしたことて人の「上」に立つ上達部が争うのは、ほんとうに見苦しい、の意。○哥ども 出産を祝う賀歌を詠む催し。『小右記』寛弘五年九月十五日条に「和哥有り」、『御産部類記』同日条に「左衛門督公任卿、盃ヲ執リテ和歌ヲ献ズ。紙筆ヲ召シ、左大弁行成卿ニ賜ヒテ之ヲ書カシム」、『日本紀略』同日条に「公卿以下、和歌ヲ詠ム。参議左大弁行成卿ヲシテ序ヲ作ラシム」とある。この時の和歌として『公任集』二四二「中宮の御うぶ屋のいつかの夜／あきの月影のどけくもみゆるかなこやながきよの契なるらん」が伝わる。『玉葉集』賀・一〇六七には

「後一条院むまれさせ給て七夜に 前大納言公任／秋の月かげのどかにも見ゆるかなこやながきよのためしなるらん」と見え、「のどけく」「のどかに」、「ちぎり」「ためし」の異同とともに、「五夜」を「七夜」と誤っている。○盃さか月を執り、歌を詠め。『袋草紙』上卷「御賀ノ歌ノ作法」に「和歌ヲ書キテ献ゼズ。唯ダ、一ノ座ノ人、盃ヲ取りテ、口ヅカラ之ヲ詠ズ。次ノ人ニ指ス。次ノ人、盃ヲ受ケテ又歌ヲ詠ズ。次ノ人ニ差ス。次第此クノ如ク展転スト云々」など。○など、くちぐち、おもひ心みる「など思ひ、口々試みる」が本来の語順。○めづらしき光さしそふさか月盃は、もちながらこそ千代もめぐらめ 紫式部の詠んだ賀歌。素晴らしい月の光がこの地上を射す照らすように、皇子誕生というめでたい出来事がこの世に加わりました。お祝いの盃は、ここに参集した人々の手から手へ巡つてゆくでしょうが、今夜の月は、欠けるところのない望月のままで永遠に巡つてゆくように思われます。この栄光は、きつとこのまま、世代を超えて末永く続いてゆくことでしよう。「光さしそふ」は、光が射し加わる。さらに光が映える。「さし」は、盃の縁語。「盃さす」は、盃などに酒を入れて人に勧めること。『源氏物語』に「入かたのひかげさ



やかにさしたるに」(紅葉賀・二三七)、「大将さかづきさし給へば、いたうあひしれて」(少女・六七三)など。「盃は持ちながら」と「月は望ながら」(月は満月のままで)を掛ける。「ながら」は、…のままで、の意。『紫式部集』八六には「みやの御うぶや、いつかの夜、月のひかりさへことにくまなき水のうへのはしに、かむだちめ、とのよりはじめたてまつりて、あひみだれののしりたまふ、さか月のをりにさしいづ／めづらしきひかりさしそふさかづきはもちながらこそ千世をめぐらめ」と見える。全釈(二二六頁)参照。『後拾遺集』賀・四三三に「後一条院うまれさせたまひて七夜に人人まゐりあひて、さか月いだとはべりければ 紫式部／めづらしきひかりさしそふさか月はもちながらこそちよもめぐらめ」、藤原範兼(嘉承二年(一一〇七)〔長寛三年(一一六五)〕撰『後六々撰』一一二に「めづらしき光さしそふさかづきはもちながらこそ千世もめぐらめ」、『今鏡』すべらぎの上・もちづき・一一「めづらしき光さしそふ杯はもちながらこそ千世は廻らめ」、『古来風体抄』四三八に「めづらしき光さしそふさか月はもちながらこそ千代もめぐらめ」、『定家八代抄』六〇三に「後一条院むまれさせ給ひて、七夜に、女房さかづきいだと侍りけ

れば 紫式部／めづらしき光さしそふさかづきはもちながらこそ千世もめぐらめ」など。○四条大納言 藤原公任。『公卿補任』によると、寛弘五年当時、藤原公任の官位は、中納言従二位。四十三歳で、皇太后宮大夫左衛門督だった。後の行幸場面に見えるように「左衛門督」と呼ぶのが正しい。公任が権大納言に任ぜられるのは、寛弘六年(一一〇九)三月四日のことである。治安四年(一一二四)十二月十日、五十九歳で権大納言正二位で致仕するまでの十五年間、権大納言の官職にあり、『拾芥抄』に「四条宮(四条南西洞院東、廉義公家公任大納言家。紫雲立つ所也)」と見えるように、邸第が四条にあったので、後年「四条大納言」が公任の呼称となった。全注釈(上・三〇八頁)は「紫式部は、和歌の世界における第一人者としての公任の權威に、正直に敬意を表して叙述する時には、その官称も、後年のより高いものを用い、人間的にむしろ軽んじて叙述する時には、当時のより低い官称によった」という。○さしいでむ程、うたをばさる物にて 歌を差し出すのだから、歌の内容の素晴らしさは勿論のこと。この場合の「さしいづ」は他動詞で、盃を差し出す場合と、歌を差し出す場合が考えられるが、後者と解する。「む」は、未だ差し出し

ていない、これから差し出す、という未来の行為であることを示す助動詞の連体形。「程」は、活用語の連体形を承接して形式名詞化した接続助詞的用法で、平安中期以降、時分という意味に加え、原因・理由や逆接の用法をも併せ持つようになる。後に見える「程に」も同様。ここは、原因・理由の用例。○こわづかひ用意よひひいるべし 当然（歌を詠み上げる際の）声の使い方にもよく気をつける必要がある。藤原公任は、長徳二年（九九六）十二月から翌年七月にかけて『拾遺抄』を完成させ、既に歌壇の第一人者として認められていた。その『拾遺抄』を基に花山院が『拾遺和歌集』を寛弘二年（一〇〇五）から同四年にかけて成立させると、いっそう公任の名声は上がったにちがいない。また、『和漢朗詠集』の編者である公任は、和歌の朗詠についても高い見識を有していたと思われ、女房たちは、和歌の出来映えに加え、朗詠の「声遣い」にも細心の「用意」と緊張感をもって対応したと考えられる。『源氏物語』に「こわづかひ（声遣）」は「御こゑのいと若うあてなるに、うちいでむこわづかひもはづかしけれど」（若紫・一六三）などを含めて九例、「用意」は「よういはかならずみすべきこと、おぼす」（蜻蛉・一九六〇）などを含めて七十

三例。○ささめき、あらそふ程に ひそひそと小声で言い、（我こそは秀でた歌を優れた声調で朗詠しよう）張り合うけれども。「ささめく」は、ひそひそと言う、ささやくの意で、『源氏物語』に「たゞいまなむ、まかでつる、といへ、とていふべきやう、さ、めきをしへ給ふ」（夕霧・一三三六）など十八例。「あらそふ」は、お互いに優れていることを誇示し合って張り合うことで、『源氏物語』に「このしなぐをわきまへさだめあらそふ」（帚木・三九）など、やはり十八例。「程に」は、接続助詞的用法で、逆接の用例。○ことおほくて いろいろすることが多くて。「ことおほし」は多事である意の形容詞。『源氏物語』に「つきぐしくうしろむ人なども、ことおほからで、つれづれに侍るを」（玉鬘・七四九）など。○夜いたうふけぬればにや、とりわきても、ささで、まかでたまふ 夜がひどく更けてしまったからであろうか、特別、女房に盃に酒を注いで歌を詠ませることもなく、公任殿は退出なさる。『小右記』寛弘五年九月十五日条によると「亥ノ終ハリ許り」（午後十一時前）に産養の酒宴が始まり、「和哥」「擲采」があり、「暁更ニ臨ミテ：禄ヲ給ヒ」、実資は「寅ノ剋許り」（午前四時頃）に退出している。「とりわきても…ず」

は、特別…もしない、の意。『源氏物語』に「まだむつかしげにおはするなどを、とりわきても、みたてまつり給はず」(柏木・二三五)など。「さす」は、盃などに酒を入れて人に勧めることで、ここは「ささで」とあるので、「女房、盃」(盃を執り、歌を詠め)とあつたが、結局、時間が無くなつたためか、女房に歌を詠ませることはなく、公任は退出したのである。○女の装束まうでくに 女の装束に加え。「女の装束」は、唐衣・裳・五つ衣(いつつぎぬ。単衣の上に着る、重ね桂五領きせごろう。打衣うちぎぬや唐衣の下に着る)などの礼服。『伊勢物語』第四十四段に「家刀いけとう自さかづきささせて、女のさうぞく、かづけんとす」など。『御産部類記』には「祿等」の割注に「上卿女装束」とある。○むつき 襦袢(むつき)は、生まれたばかりの子どもに着せる衣。産着(うぶぎ)。『源氏物語』に「ちこの御ぞ、いつへがさねにて、御むつきなどぞ、ことごとくしからず」(宿木・一七七一)など。○そひたらむ 副えられていただろうか。「そふ」(副・添)は、四段活用で自動詞。御衣・御襦袢が付け加わる意だが、現代語では、「副(添)えられている」と、他動詞にして受動態で表現するのが自然。上達部の祿は「や…む」と疑問推量表現であるのに対し、殿上人の祿は

「ぞ見えし」とはつきりと言いつ切っている。この対比に注意。○あはせ、ひとかさね、はかま、五位は、うちき一かさね 底本は「はかま、五位は、うちき一かさね」が欠脱。「ひとかさね」からの目移りによる誤写とみて藤田美術館本絵詞の本文を補う。「あはせ(袷)」は、裏地のついている衣服。「うちき(桂)」は、表衣(うえのきぬ)である狩衣や直衣あるいは唐衣の内に着る衣。

【参考】『栄花物語』に「上達部ども、とのをはじめたてまつりて、だうち給に、かみのほどのろむ、き、にく、らうがはし。歌などあり。…「女房、さかづき」などあるほどに、「いかゝは」など思やすらはる。めづらしきひかりさしそふさかづきはもちながらこそちよをめぐらめ、とぞ、むらさき、さ、めきおもふに、四条大納言、すのもとに給へれば、うたよりもいひいでんほどの、こわづかひ、はづかしさをぞ、思べかめる。かくて、ことごとくもはて、上達部には、女のさうぞく、御むつきなどそへたり。殿上の、四位には、あはせのひとかさね、はかま、五位には、うちき一かさね、六位には、はかまひとへなり」(はつはな、二・四四六)など。

またの夜、月いとおもしろく、ころさへをかしきに、わかき人は舟にのりてあそぶ。色々なるをりよりも、おなじさまにさうぞきたる、容態ようたい、かみのほど、くもりなくみゆ。

小大輔ゆふ、源式部しきぶ、宮城みやぎの侍従せいじゆ、五節弁ごせつべん、右近みぎぢか、こ兵衛こべゑ、小衛門おゑもん、むま、やすらひ、いせ人など、はしちかくるたるを、左宰相中将、殿中将の君、いざなひいで給て、右宰相中将かねたかにさ〔上42〕をささせて、ふねにのせたまふ。かたへはすべりとどまりて、さすがにうらやましくやあらむ、みいだしつゝゐたり。いとしろき庭に、月の光あひたる、容態ようたいかたちも、をかしきやうなる。

「北の陣ぢんにくるまあまたあり」といふは、うへ人どもなりけり。藤三位をはじめにて、侍従命婦、藤少将命婦、むまの命婦みづのぶ、左近命婦、筑前ちくぜんの命婦みよ、少輔せうぶの命婦、あふみの命婦などぞきこえ侍し。くはしく見しらぬ人々なれば、ひがことも侍らむかし。ふねの人々もまどひ入ぬ。〔上43〕  
殿いでぬ給て、おぼすことなき御気色に、もてはやしたぶれたまふ。おくり物ども、しなじなしなじなに給ふ。

【簡注】○またの夜 翌十六日の夜。寛弘五年の具注暦の九月十六日条には「望」とある（陽明叢書『御堂関白記一』三九〇頁）ので、この日が望月（満月）だったことが知られる。○おもしろく 藤田美術館本絵詞本文「おもしろし」。寛弘五年九月十六日の夜の出来事としては、「権記」が夕の御湯殿の読書において致時が『周易』第一乾卦を読んだことを伝えるのみで、『御堂関白記』にも『小右記』にも記事がない。その中で『紫式部日記』が伝える内容は、男性貴族日記の執筆意識や公的記録意識とは異なつた、女房としての式部の意識の表れとして読むべき情報である。『御堂関白記』が記されている料紙は当時の具注暦だが、当日の箇所には「月蝕十五分之二、虧初申三刻三分、加時酉三刻一分、復末戌二刻三分」という朱書がある。全注釈（上・三三三頁）は、この夜の京都における月蝕を「食の始 一八時二一分 食甚 一九時四七分 食分 ○・九二 食の終 二二時二三分」と紹介し、誤差（具注暦では、食の始 一六時〇九分 食甚 一七時一五分 食分 ○・八 食の終 一九時三九分）を指摘しつゝ「皆既食に近いほどの月蝕があつたのであるから、満月の美しさを讚える意味では、「月おもしろし」といえるはずがない。おそら

く、月蝕のことについては触れずに、二一時二三分に復円して以後、十七日の〇時九分（推算）に月が南中するまでの間の、月の高い、亥子の間の出来事を描写したのである。あるいは、一九時四七分（戌二刻六分ごろ）の食甚の前後は、何かと室内での行事が忙しく、屋外のことにはたいして気もとめずに、少々月が曇ったらしいぐらいのことで過ぎたのであるかもしれない」と推測する。『御堂閑白記』には月蝕の記事が十三例あるが、寛弘二年十一月十五日の記事では「月蝕覆ヒヲ付スルガ如シ。未夕復サザルニ、一寝ノ後、人申シテ云ハク、西方ニ火有リ、ト。起キテ見テ、内裏ト見、馳セ参ル」などであり、月蝕の直後に内裏が炎上している。この例のように、月蝕は「多ク凶事有り」（『本朝世紀』正暦五年（九九四）六月十五日条）と考えられていたはずで、当時の貴族や式部が「氣にとめ」なかつたはずはなからう。意識して月蝕には「触れずに」むしろ「月いとおもしろく、頃さへをかしき」とあえて記し、「月の光あひたる」状況を讚美して言祝いだのである。月蝕の事実に触れず、記述を避けた意識からすれば、全注釈・校注・笠間文庫・一冊のように絵詞の本文に從つて「月いとおもしろし」と終止形で言い切る本文よりも、「お

もしろく」と連用形で「頃さへをかしきに」と続ける底本の本文の方が原型に近いかと思われる。いずれにせよ、この章段の主題は、月の美しさそのものではなく、道長殿主催の五日夜の産養のめでたさの余韻に浮かれた月夜の舟遊びということである。〇ころさへをかしきに（月が美しい上に）季節まで快いので。〇色々なるをりよりも 色々なるの衣装を着ている折よりも。〇おなじさまにさうぞきたる 同じ白一色に装束している今の方が。〇小大輔ゆふ 底本「小大ゆふ」。藤田本絵詞「こ大輔」。伊勢大輔か。全注釈（上・三二三頁）は、「別に、古参女房としての大輔命婦がいるので、それに対して、伊勢大輔は、単に「大輔」というより「小大輔」と呼ばれる」可能性を指摘し、下巻の本文「わかうどの中も「かたちよし」と思へるは、こ大輔、源式部など。大輔は、ささやかなる人の、容態いと今めかしきさまして、かみうるはしく、もとはいとこちたくて、たけに一尺余あまりたりけるを、おちほそりて侍り。かほもかどかどしう、「あな、をかしの人や」とぞ見えて侍。かたちはなほすべき所なし」を注釈する段階において「小大輔と大輔（伊勢大輔）とが同一人である」と断ずる。たしかに、[35](#)にも「源式部」と「大輔（伊勢の祭主輔親が

女』は「かたちなどをかきわかん人」として一緒に登場  
していて、「大輔」が伊勢大輔だった可能性がある。集  
成（七九頁）は「一説」として紹介するも「素姓未詳」の  
中宮女房とし、新大系（二六九頁）は「小大輔」の脚注に  
「大輔と同一人か」とする。譯注・新全集・全訳注は無視  
するのに対して、角川文庫（三六五頁）は、検証抜きで  
「大輔」「大輔のおもと」「小大輔」をすべて「伊勢大輔」  
その人として登場人物紹介をしている。おそらく、「本文  
批判・本文解釈・史実考証等、すべてその結論のみを示し  
て、思考のプロセスは殆ど示さなかったから、詳細は『紫  
式部日記全注釈』を参照されたい」（凡例）として刊行さ  
れた校注の付録「作中人物一覧」に「小大輔」「大輔」「大  
輔のおもと」が同一人物として掲出され、「大輔」の頭注  
に「伊勢大輔。小大輔とも」とあるのに従った結果かと推  
察する。笠間文庫（一三三頁）は「不詳」としつつ「伊勢  
大輔かともいわれる」、一冊（一四七頁）は「伊勢大輔か、  
とされる」と、全注釈の説・新大系の可能性の指摘を紹介  
する姿勢である。全注釈は多くの検討材料を提供するが、  
そこに示された「思考のプロセス」を再検討し、多くの新  
見が立証されたものと認定してよいのか、それとも、可能

性の指摘にとどまるのかを、明確に峻別していく作業が今  
後求められる。○源式部しきぶ ↓<sup>35</sup>。加賀守源重文女か。○宮  
城みやぎの侍従 出自未詳の中宮女房。後に「宮城の侍従こそ、  
いとこまかにをかしげなりし人。いとちいさくほそく、な  
ほわらはにてあらせまほしきさまを、心とおいつき、やつ  
してやみ侍にし。かみの、うちきにすこしあまりて、すゑ  
をいとほやかにそぎてまゐり侍しぞ、はてのたびなりけ  
る。かほもいとよかりき」と評されていて、繊細な美人  
で、小柄で細く、童女姿でいさせたいような感じだったの  
に、まもなく自分から老け込んで、尼になって亡くなって  
しまったらしい。○五節弁まぶ 中宮女房。後に「五節弁とい  
ふ人はべり。平中納言の、むすめにしてかしづくと聞侍り  
し人」とあり、平惟仲の養女だったことが知られる。「ゑ  
にかいたるかほして、ひたひいたうはれたる人の、まじり  
いたうひきて、かほも「ここはや」とみゆるところなく、  
いろしろう、てつき、かいなつき、いとをかしげに、かみ  
は、みはじめ侍し春は、たけに一尺ばかりあまりて、ちこ  
たくおほかりげなりしが、あさましようわけたるやうにおち  
て、すそもさすがにほめられず、ながさはすこしあまりて  
侍めり」と評されていて、額が広く、垂れ目だが、色白で

特に欠点のない顔で、手や腕が美しく、髪の長い女房だったらしい。『公卿補任』によれば、惟仲は寛弘二年に大宰府において六十二歳で薨去している。養父を亡くした彼女は、その後中宮彰子の所へ出仕したのであろう。なお、『栄花物語』巻第二十一には、「若君の乳母は、かねてより申ししかば、五節の君、故参河の守方隆またかが女、衛門の大夫致方なしかたが妻ぞ参りたる」（後くゐの大將、四・四九五頁）と、治安三年（一〇二三）十二月、教通室の産んだ男子の乳母となつた「五節の君」が登場する。この時、三十三歳とすれば、寛弘五年（一〇〇八）は十八歳。この「五節の君」が「五節の弁」と同一人物であると仮定しても年齢の上ではおかしくない。『尊卑分脈』によると、藤原方隆は長徳四年（九九八）七月七日に卒去しているので、五節は、八歳で実父と死別し、十五歳で養父を亡くし、実父の兄方正またたかが道長の家司だつた縁（『小右記』寛仁二年十月廿二日条）で、彰子に仕えるようになり、また教通の男子の乳母にも選ばれたと考えられる。五節の君は、万寿四年（一〇二七）九月十四日の妍子崩御後の十月十六日の月の明るい夜に「憂けれども見し面影の恋しさに今宵の月をあかず見るかな」  
「みどて君雲隠れけんかくばかりのどかにすめる月もある

よに」と詠歌し、長元九年（一〇三六）四月十七日の後一条院崩御後にも、月の明るい夜「さやかなる月も涙に曇りつつ昔見し夜の心地やはする」と追慕の歌を詠んでいる。それぞれ三十七歳と四十六歳の時ということになる。最後の和歌は、『風雅和歌集』雑下に「上東門院五節」、「万代和歌集」雑五に「五節」として収録されている。五節は、明月と縁が深かつたといえよう。また、五節は、歌合においても活躍し、『長元五年十月十八日上東門院彰子菊合』以下、『治暦三年（一〇六七）三月十五日定綱歌合』に至るまで、六度の歌合に名をとどめていて、これらがすべて同一人物とすれば七十七歳まで生きていたことになる。○右近 天和本・宝永本には「左近」とあるが、紫式部日記絵詞には仮名で「うこん」とあり、「右近」が正しい。なお、平安時代「右近」という呼称をもつ女房で最も有名な人物は、『百人一首』に「忘らるる身をば思はず誓ひてし人の命の惜しくもあるかな」が採られた醍醐天皇中宮穩子の女房右近だが、父の藤原季繩が右近少将だつたため「右近」と呼ばれたのであつた。元良親王・藤原敦忠・師輔・朝忠・源順・清原元輔・大中臣能宣らと交際があり、『後撰集』に五首、『拾遺集』に三首、『新勅撰集』に一首入集する歌

人で、『大和物語』にも逸話が残る。次によく知られているのは、『枕草子』「上に候ふ御猫は」の章段に登場する内裏女房「右近」で、「右近内侍」とも呼ばれている人物であらう。他の章段「職の御曹司におはしますころ、西の廂に」「師走の十余日のほどに」「職におはしますころ、八月十余日の月あかき夜」「細殿に、便なき人なん」にも「右近の内侍」として登場する。『権記』長保元年（九九九）七月廿一日条に交易の絹を支給された内裏女房が列挙されていて「三位六疋、民部・大輔・衛門・宮内各五疋（以上御乳母四人）、進・兵衛・右近・源掌侍・靱負掌侍・前掌侍・少将掌侍・馬・左京・侍従・右京・駿河・武蔵・左衛門・左近・少納言・少輔・内膳・今、十九人各四疋、中務・右近各三疋、女史命婦二疋、得選二人各二疋、上刀自一人一疋」と、二人の「右近」が確認できる。「右近の内侍」は上位の「右近」であらう。下位の「右近」は女藏人程度で、同廿日条に見える「右近藏人」がそれに当たるのであらう。『大式高遠集』に「右近とて、ここにある人の、内の藏人になりて、ふだにつくと聞きし日、薫き物をやる」と詞書する贈答歌が見え、小野宮家の女房から内裏の女藏人となった「右近」が、下位の「右近」と同一人物と

考えられる。小野宮家との関係から、『小右記』寛仁三年（二〇一九）七月廿五日条に「右近尼（陸奥守則光姑）ノ許ニ薫香二筥ヲ送ル」と見える「右近尼」が、この右近の出家後とみてよいのであれば、「右近」は橋則光妻、光朝法師母（『後拾遺集』に二首入集）の母であり、橋行平妻ということになる（『尊卑分脈』四〇五一・五二頁）。加えて『大斎院御集』にも、選子内親王に仕えていた女房「右近」が登場する。初めに挙げた右近を除き、一条朝の右近は四人いたことになるが、これら四人の右近とは、彰子中宮女房の「右近」は別人であらう。出自未詳とせざるを得ない。④に見える「右近藏人」と同一人物か。○こ兵衛 ↓③④「小兵衛」。左京大夫源明理女。○小衛門ネムロン 小左衛門に同じか。↓③④「小左衛門」。○むま ↓④「むま」③④「大むま」「小むま」。○やすらひ 中宮が使っていた童女。『荣花物語』巻八に「古の後は、童使はせ給ざりけれど、今の世は御好みにて、さまざま使はせ給ふ。やどりぎ・やすらひなどいふが、小さくはあらぬが、髪長う様体をかしげにて、汗衫ばかりをぞ着せさせ給へる。表袴は着ず。その姿、有様、絵に描きたるやうにて、なまめかしう、をかしげなり」（はつはな、二・三七五頁）と見え、「やすらひ」は、中



宮彰子が使っていた童女と確認できる。定家本『定頼集』に「おなじ所（上東門院）に、はやう、やすらひとてさぶらひけるわらはのもとに、この御名のりして人入りぬと聞きたまひて／あやしくもわが名のりそを伊勢の海のあまたの人にかかめるかな」（二三六）と見え、定頼が「やすらひ」に贈った和歌に「伊勢の海」という語が詠み込まれていることを考えると、続く「伊勢人」という語は「やすらひ」の注釈が本文化したものであるという可能性が高い。伊勢の神官にかかわりのある童女で、あるいは伊勢の祭主大中臣輔親の女子で、伊勢大輔の妹という可能性もある。○左宰相中将 ↓<sup>7</sup>「左宰相中将経房」。源経房。四十歳。○殿中将の君 道長殿の三男教通。十三歳。『公卿補任』寛弘七年（一〇一〇）条には、同年、公卿の仲間入りした左大臣道長三男（母同頼通卿）「従三位藤教通十五」の経歴が見え、それによると、教通は、寛弘五年正月廿八日に十三歳で「右中将」に任ぜられていることが知られる。○右宰相中将かねたか ↓<sup>16</sup>「宰相中将かねたか」。藤原兼隆。二十四歳。○かたへはすべりとどまりて 一部分はするりと抜けて舟には乗らないで。「かたへ」は、あるものの一部分。「すべる」は、そっと座をはずす。『源氏物語』に「か

たへは、き丁のあるにすべりかくれ、あるは、うちそむき」（蜻蛉・一九七八）など。○さすがにうらやましくやあらむ 舟に乗らず留ったものの、やはり羨ましいのであるうか。○いとしろき庭に、月の光あひたる 白砂の庭に、月が照応する。全注釈（上・三一七頁）は「あびたる」と濁音で読み「光を浴びている」と解する。しかし、「浴ぶ」は、元来「湯を浴びる」の意しかなく、そこから派生して比喩的に「光を浴びる」という用法が生まれるのは、近代になってからであるらしい。しかも、mとbの子音交替によつて「あむ」から「あぶ」へと変化したもので、その時期は平安時代末期から鎌倉時代といわれる。『古今集』の「筑紫へ湯あみむとてまかりける時に」（離別・三八七詞書）という箇所が「湯あびむ」と表記されている伝本は管見に入らないし、『枕草子』の「寝起きてあぶる湯は、腹立たしうさへぞおほゆる」（すさまじきもの）も、能因本では「あむる湯」の本文である。そうした「浴びる」の語史を踏まえると、「月の光浴びたる」という解釈は採用しないというのが慎重な態度といえるだろう。「ひかりあふ」は、やはり、ともに光る、互いに光る、映りあいながら光る、照りあう、という意で解釈すべきである。『源氏物語』に

「月はくまなきに、雪のひかりあひたる庭のありさまも」  
〔賢木・三六六〕「月さしいで、うすらかにつもれる雪の  
ひかりあひて」〔朝顔・六五〇〕「冬の夜のすめる月に、雪  
のひかりあひたる空こそ」〔朝顔・六五四〕と、月光に、雪  
が輝く光景が「ひかりあふ」と表現されている。「日さし  
いで、軒のたるひのひかりあひたるに、人の御かたちも  
まさる心ちす」〔浮舟・一八九三〕と、朝日が射し、垂氷  
（つらら）がキラキラと輝く光景の中で、匂宮と浮舟の姿の  
美しさが一段とまさる感じがする、という場面にも「ひか  
りあふ」という表現が用いられていて、日記本文に近い。  
白砂の庭に、月が照りあう光景の中で、白装束の女房たち  
の姿かたちも美しく見えるというのである。ただし、「い  
としろき庭に…をかしきやうなる」は、言葉足らずの表現  
で、絵詞が省略するのも頷ける。○北の陣ぢん 土御門殿の北  
門に置かれた警衛の詰所。○うへ人どもなりけり 誰の車  
かと思つたら、内裏女房達だった。○藤三位 藤原師輔女  
繁子。『権記』寛弘二年十月廿二日条に「藤三位繁子寺  
（好明寺）供養云々」という記事、『尊卑分脈』（一ノ五九頁）  
に藤原師輔六女として「従三位典侍」の肩書をもつ「繁  
子」の名が見え、「道兼公室／女御尊子母」という注があ

る。藤三位は、師輔女繁子で、甥（兄兼家男）の道兼の室  
となり、一条院女御となる尊子を産んだことが知られる。  
『栄花物語』に「藤三位〔繁子〕といふ人の腹に、あはた  
どの〔道兼〕、御むすめ〔尊子〕おはすれど…むげにおと  
なびたまふれば、三位おもひたちて内にまゐらせたま  
つりたまふ。三位は九条殿〔師輔〕の御むすめといはれ給  
めれば…はかなき事なども左大臣殿〔道長〕よういしきこ  
えたまへり。さて、まゐり給て、くらべやの女御とぞきこ  
える。三位はいまめかしき御おぼえにものしたまひけ  
る。としごろ、これなかの弁ぞかよひければ、それぞれこの  
女御の御事も、よろづにいそぎける」（みはてぬゆめ、一・  
五四六頁）と見え、道兼は長徳元年（九九五）五月八日三十  
五歳で薨去（公卿補任）したが、藤三位繁子腹の道兼女尊  
子は入内し、「くらべやの女御」と呼ばれて道長やその後  
繁子の夫となった平惟仲が尊子の世話をしたらしい。『日  
本紀略』によると、「故関白右大臣道兼女尊子」は長徳四  
年（九九八）二月十一日に入内し、長保二年（一〇〇〇）八  
月廿日「従五位上藤原尊子ヲ以テ女御ト為ス。贈太政大臣  
道兼公ノ一女也」と確認できる。『権記』同日条には「此  
ノ日、御匣殿別当（尊子）、女御ト為スベキ事、朝餉ニ於

テ勅命ヲ奉ル。退出ノ間、女御ノ母氏（繁子）、暗戸屋ノ曹司ニ在リ、予ニ纏頭セント欲ス。予、其ノ気色ヲ見、直チニ退キテ陣ニ向カフ」とあり、『栄花物語』のいう「くらべや」とは、ここに見える「暗戸屋」であろう。『公卿補任』によると、繁子の夫平惟仲は長保三年（一〇〇一）正月廿四日大宰権帥なり、寛弘二年（一〇〇五）五月廿四日大宰府において六十二歳で薨去する。『権記』によると、長保三年六月廿二日、平惟仲の赴任を餞別の宴が開かれたが、「前典侍繁子参入シ、大宰府ニ向カフ由ヲ申ス」とあるように、繁子は夫に随行して大宰府に下向したらしい。しかし夫の薨去後は、また内裏女房として出仕したのであった。○侍従命婦 『権記』長保元年（九九九）七月廿一日条に交易の絹を四疋支給された十九人の内裏女房が列挙されている中に「進・兵衛・右近・源掌侍・靱負掌侍・前掌侍・少将掌侍・馬・左京・侍従・右京・駿河・武蔵・左衛門・左近・少納言・少輔・内膳・今」と、この場面に登場する「侍従」「むま（馬）」「左近」「少輔」という四人の命婦が見える。すべて出自未詳の内裏女房である。その三十七年後、『左経記』長元九年（一〇三六）五月十七日に記された、後一条天皇崩御後の四七日を勤め「素服」を賜った

「女房十八人」の割注に「侍従命婦」「左近命婦」「馬命婦」などの名がやはり見える。○藤少将命婦 藤原祐子か。『権記』寛弘七年閏二月廿七日条「掌侍橘（左衛門）□子辞退ノ替ハリニ、正五位下藤原（少将）祐子ヲ以テ任ズルノ由、兵部卿（藤原忠輔）宣旨ヲ奉ル云々」に見え、新展望（九〇頁）はその「祐子がそれ（藤少将命婦）であらう」とする。それに対して全注釈は、『権記』寛弘八年六月十三日条の「典侍（少将）：内侍一人（能子少将）」と同一人物（上・一五二頁）として「能」と「祐」と草書字形の類似によつて生じた本文転化の結果」（上・三二二頁）で「祐子」は「能子」の誤写とし、新大系・新全集・全訳注・一冊もそれに従い「藤少将命婦」を藤原能子とするが、同日の『踐祚部類鈔』には「少将典侍能子」とあり、評伝（二〇四頁）が「寛弘七年に掌侍になったばかりの人が、その翌年さらに典侍に昇進していたとは考えにくい」という通り、祐子と能子は別人であろう。ちなみに、『御堂関白記』長和四年（一〇一五）七月廿三日条に「掌侍少将ノ愁ヒ（秋詠）ニ依リテ、（兵）部少輔為忠ヲ召ス。聞ケル事ハ、加賀守政職、件ノ宮ノ御封物、未ダ弁ゼザルニ、妾女ノ宅、封ゼラルル（差し押さえられる）事也」と見える源政職

の妻である「掌侍少将」は、同長和五年（一〇一六）二月十七日条「内侍能子、叙スル人ヲ率テ参上ス。位記ヲ能子ニ賜ハシム」や寛仁二年（一〇一八）九月八日条「典侍藤原豊子障リヲ申ス。仍テ掌侍藤原能子ヲ以テ代官ト為シ、車ニ乗ス」などと見え、同じく能子という名だったことが知られるが、寛弘八年六月既に典侍だった少将能子とは、また別人である。○むまの命婦 出自未詳の内裏女房。『小右記』長保元年（九九九）九月十九日条に「日ゴロ、内裏ノ御猫、子ヲ産ム。女院・左大臣（道長・右大臣（顕光）、産養ノ事有リ。：猫ノ乳母ニ馬ノ命婦、時人之ヲ咲フト云々」と見え、『枕草子』にも「うへにさぶらふ御猫」の「めのとのむまの命婦」として登場する馬の命婦と同一人物であろう。なお、『馬内侍集』の伝わる歌人として有名な馬内侍（右馬頭源時明女）とは別人である。○左近命婦 出自未詳の内裏女房。長元四年（一〇三二）九月廿五日の上東門院住吉詣の際、『栄花物語』巻三一によると「一の車にはあま四人、弁尼・弁命婦・左近命婦・少将あまぎみ」（殿上の花見、六・二三一）と見える「左近命婦」は上東門院女房で、内裏女房の「左近命婦」とは別人であろうか。○筑前の命婦 出自未詳の内裏女房。後の行

幸の場面にも登場する。『左経記』万寿三年（一〇二六）正月十九日彰子出家の記事に見える「今日女房六人出家云々」の割注に名がある「筑前命婦」は中宮（上東門院）女房で、内裏女房の「筑前命婦」とは別人か。○少輔の命婦 底本には「少輔の命婦」の本文がない。藤田美術館本紫式部日記絵詞の本文「ちくぜんのみやうぶ、ぜうの命婦、あふみの命婦など」に従い、欠脱とみて補う。出自未詳の内裏女房。『権記』長保元年（九九九）七月廿一日条に見える十九人の内裏女房の一人。同六年（一〇〇四）五月十五日条にも「内裏ノ登華殿ニ産ノ穢有ルノ由ヲ聞ク。少輔ノ命婦、女ヲ中宮ニ候フ所ニテ産ムト云々」と見える。○あふみの命婦 出自未詳の内裏女房。○くはしく見しらぬ 絵詞本文は「みもしらぬ」。○おぼすことなき御気色に、もてはやしたはぶれたまふ ご満悦の面持で、歓待し冗談を仰る。○しなじな 身分に応じて。

【参考】『栄花物語』に「十六日…そのよは、もののだやかにて、女房たち、ふねにのりてあそび、左宰相中将（経房、との、少将君（教通）など、のりまじりてありきたまふ。さまざまをかしう、心ゆくさあまのことゝもおほかり」など。『紫式部集』八七には「又の夜、月のくまなき

に、わか人たち、ふねにのりてあそぶを見やる。なかじまの松のねにさしめぐるほど、をかしくみゆれば／くもりなぐちとせにすめる水のおもにやどれる月のかげものどけし」とあり、この時、式部は和歌を詠んでいたことが知られる。藤田美術館本絵詞には、泉殿の簀子近くに、唐破風の立派な屋根をもつ屋形船が描かれている。

『栄花物語』巻第八には「七日の夜は、おほやけの御うぶやしなひなり。…内の女房たち、みな参る。藤三位、命婦・蔵人、ふたくるまにてぞ参りたる。船の人々もみなおびえて入りぬ。内の女房たちに、殿あはせ給て…おくりものども、しなくに給」（はつはな、二・四五一頁）と、内裏女房の参賀は七日夜の出来事のように見える。しかし、前日の記事に「十六日…その夜は、ものどのどやかにて、女房たちふねにのりてあそび、左宰相中将（経房）、との、少将君（教通）など、のりまじりてありきたまふ」（同、二・四四七頁）とあるので、松村博司『栄花物語全注釈』（二・四五三頁）のいうように「内の女房たち、みな参る」以下の文章は、十六日の事に戻って書いていることになる。朝廷主催の御産養が七日夜なので、ここで内裏女房の参賀を話題にしたのであろう。

40

七日夜は、おほやけの御うぶやしなひ。

蔵人少将雅道を御つかひにて、もの数々かきたるふみ、やなぎばこに入て、まゐれり。やがてかへし給ふ。

勸学院衆ども、あゆみしてまゐれる、見参けまわのふみども、又啓けいす。返したまふ。禄ろくども給べし。

こよひの儀式けいしきは、ことにまさりて、おどろおどろしくのしる。御帳ちやうのうちをのぞきまゐりたれば、(二上44)かく国のおやと、もてさわがれたまひ、うるはしき御氣しきにもみえさせ給はず、すこしうちなやみ、おもやせて、おほとのごもれる御ありさま、つねよりもあえかにわかくうつくしげなり。ちいさき灯籠とうろうを御帳ちやうのうちにかけたれば、くまもなきに、いとどしき御色あひの、そこひもしらず、きよらなるに、こちたき御ぐしは、ゆひてまさらせたまふわざなりけりと思ふ。かけまくも、いと、さらなれば、えぞかきつづけ侍らぬ。

おほかたのことどもは、一日のおなじ事。(二上45) かんだちめの禄ろくは、みすのうちより、女装えうせく東、宮の御ぞなどそへていだす。殿上人、頭ふたりをはじめて、よりつつとる。おほやけの禄ろくは、おほうちき、ふすま、こしざしな

ど、例のおほやけざまなるべし。御ちつけつかうまつりし橘三位のおくり物、例の女の装束まうづくに、おりもののほそながそへて、しろがねの衣いばこ、つつみなどもやがて白にや。又つつみたる物そへて、などぞき侍し。くはしくは見はべらず。

【簡注】 ○おほやけの御うぶやしなひ。 朝廷主催の御産養。寛弘五年九月十七日は、『小右記』に「今夜、公家ノ設ケシムル所」、『権記』に「七夜、公家ノ御産養」、『外記』に「今日、中宮御産七夜也。仍テ公家、藏人・大膳・内蔵・穀倉院・侍従厨家・官厨家等ニ仰セテ、饗并ビニ屯食・禄ノ絹綿布等ノ儲ヲ奉仕セシム」などと見える。○藏人少将道雅を御つかひにて、もの数々かきたるふみ。 朝廷は、藏人少将道雅を勅使として遣わし、道雅は、御下賜品の目録を。藤田美術館本紫式部日記絵詞の本文は「くら人の少将みちまさを御つかひにて」。『小右記』寛弘五年九月十七日条に「藏人右少将道雅、勅使ト為リ、御膳并ビニ禄物等、身ニ随ヘテ参入ス。別ニ書有リ注文。件ノ文ヲ以テ宮ノ司ニ付ス」とある。「注文」は「書」の注釈が本文化したもので、進物の御膳や禄物の件名、数量を書いた目録。

日記本文の「もの数々かきたるふみ」がそれに当たる。具体的には、『御産部類記』に「御前ノ物、懸盤六脚（榎木ヲ以テ造リ、所々ニ螺ヲ施ス。眼ヲ以テ面ヲ折ル。臥セ組・心葉并ビニ象眼ノ打敷有リ。御飯ノ筥・馬頭盤・御酒盞・御湯杯等、皆銀ヲ用キル等、内膳司ニ仰セテ之ヲ弁備セシム）、大掛廿五領、絹百廿疋、綿三百屯、信濃布五百端（辛櫃十合ニ之ヲ納ム）、饗五十前（内蔵寮）、衝重五十前（穀倉院）、屯食廿具（大膳、後院、官厨家）」と見える。なお、勅使となつた道雅は、『尊卑分脈』によると、藤原道隆孫、伊周一男。母は大納言源重光卿女。肩書は従三位左京大夫。荒三位と号し、天喜二年（一〇五四）七月に六十三歳で薨去したことが知られる。これによると、正暦三年（九九二）生まれで、寛弘五年（一〇〇八）当時は十七歳。頼通と同年齢である。『公卿補任』に記された長暦四年（一〇四〇）以降の道雅の年齢は、錯誤がある。実際の年齢より一歳若く記されているので注意を要する。全注釈・校注・全訳注・笠間文庫・一冊は十六歳と誤る。『枕草子』に見える「松君」は道雅の幼名である。『御堂関白記』によれば、寛弘四年正月十三日「未ノ時ニ参内ス。藏人ニ右兵衛佐道雅ヲ補セラレ了ンヌ。若年ト雖モ故関白鍾愛ノ孫也。仍テ補セラル

ル也」と、道雅が道隆鍾愛の孫で十六歳で藏人に補せられ、また、同五年正月廿九日「下名ノ上卿ニ仰セラレ、物ニ加ヘラル。右近權中将教通、同少将道雅、左近少将頼宗」と、道雅が右近少将に十七歳となった正月に任ぜられたことが確認できる。しかし、父伊周の失脚や自身のスキヤングルが影響し、閑職に移され、晩年は不遇に終わって待りける人に、忍びて通ひけることを、おほやけも聞こしめして、守り女など付けさせ給ひて、忍びにも通はずなりにければ、よみ侍りける 左京大夫道雅」という詞書をもつ「いまはたゞ思ひ絶えなんとばかりを人づてならでいふよしもがな」(恋三・七五〇)の一首が、『百人一首』にも採られて有名。○やなぎばこに入れて 柳の木でつくった箱に入れて。柳の木を細長く三角に削り、白木のまま幾つも寄せ並べ、生糸または紙縊で二箇所ずつ編んで仕立てる、蓋付きの箱。硯、墨、筆、短冊、冠、鞆、経巻などを納めるのに用いた。やなぎ箱とも。『枕草子』に「山藍、日かげなど、やなぎばこに入れて、かうぶりしたる男などもてありくなど、いとをかしう見ゆ」(内は、五節の頃こそ)など。『貞丈雑記』卷八・調度之部に図と解説がある。貞

丈は、柳箱の桁数に重半の儀があるとし、「半は陽数(奇数)也、故に吉事に用之、重は陰数(偶数)也、故に凶事に用之」という。わざわざ柳箱に入れて勅使が御産養の祝いに関わる目録を届けるのは、やはり吉事にふさわしい儀式だったのであろう。○まゐれり 中宮様に献上した。「まゐる」には「参上」説と「献上」説がある。中宮の御前に参上したのか、中宮に目録を献上したのか、という相違である。龜鑑・新釈・新全集・全訳注・一冊は「参上」説、全注釈・鑑賞・集成・譯注・笠間文庫・角川文庫は「献上」説である。「参上」説を採る場合、直後に「やがてかへし給ふ」という中宮の動作が続くので、目録を中宮に献上した、という一文が省略されているとみることになる。『栄花物語』には「七日の夜はおほやけの御うぶやしなひなり。藏人少将道雅を御つかひにて、まゐり給へり。松君なりけり。ものゝかずかきたるふみ、やなぎばこに入れてまゐれり。やがてけいし給」(二・四五一頁)とあり、二種類の「まゐる」という行動を省略せず表現している。この『栄花物語』を参考にすれば、『紫式部日記』の本文も「藏人少将(道雅)を御つかひにて」の後に、「まゐらせ給ひ」(「おほやけ」は中宮の御前に勅使をお遣わしになり

などの語句が省略されている、あるいは、相当早い時期における書写で目移りか何かの事情で脱落したとみることができよう。「藏人少将〈道雅〉を御つかひにて」は「おほやけ」が主体、「ものの数々かきたるふみ、やなぎばこに入てまゐれり」は「道雅」が主体で、分裂した文になっているのである。実際は、前に挙げた『小右記』に「件ノ文ヲ以テ宮ノ司ニ付ス」とあるように、「宮ノ司」(中宮職の役人)が勅使「道雅」と中宮を取り次ぎ、中宮に献上したのも「宮ノ司」で、「やがてかへし給ふ」と、中宮が確認後すぐに返した相手も「宮ノ司」である。なお、『栄花物語』は「かへし」を「けいし」(啓し)とし、勅使道雅が目録を読み上げて中宮にお聞かせしたとする。むしろ「まゐれり」と目録を中宮に献上した時、勅使「道雅」が目録を読み上げて中宮にお聞かせしたと考えるべきであろう。後に続く勸学院の「見参のふみ」も「又啓す」と「又」が付く所以である。○やがてかへし給ふ 中宮様は御覧になり、すぐお返しになる。○勸学院 藤原氏の子弟のための学問所。「勸学院」は、左大臣藤原冬嗣が弘仁十二年(八二二)に創設した藤原氏の子弟のための学問所。『拾芥抄』中によれば「三条ノ北、壬生ノ西」の一町を占める旧冬嗣

邸に置かれた。大学寮の南に位置し、南曹とも呼ばれた。藤原氏の寄宿生は、ここで起居し、大学寮に通学した。勸学院の経費は、勸学院領荘園と藤原垂氏出身の大臣・皇后・中宮が寄進する封戸によって充当されたので、その謝意を表する意味で、藤原氏一族に立后・中宮御産・撰関補任等の慶事がある時には、勸学院の学生たちは、整列・練歩してその邸に赴き、慶賀の意を表すことが通例とした。これを「勸学院の歩み」という。『江次第』巻二十・臨時五には、「勸学院歩」の詳しい次第が見える。「学生参入シテ車宿ノ砌ニ立ツ。家司ニ付シテ見参ヲ奉ル。次イデ中門ニ入りテ再拜。次イデ学生着座スベキノ由ヲ仰セラル。学生着ス(中門ノ北廊北上ニ对座ス)。一献(諸大夫)、二献(殿上人)、三献(公卿)。学生朗詠ヲ献ズ。次イデ祿ヲ給フ。…」(尊経閣善本影印集成10『江次第』一(卷子本)四一四頁)と、日記本文の「あゆみ」「見参のふみ」「祿ども給」などと対応する。「見参のふみ」は、御前に提出する出席者の名を書き連ねた名簿。ただし、『権記』寛弘五年九月十三日条に「勸学院堂歩。右大弁(藤原説孝)・有官無官ノ別当以下、同ジク見参ヲ献ジ、東対ノ南庭ニ立ツ。西面北上シテ拜礼ス。大弁ノ立ツ事、未ダ前例ヲ知ラズ。尋ヌベシ」、



『御産部類記』所収『小右記』同九月十四日条に「資平云ハク、昨日、勸学院二官ノ別当学生等ノ中宮ニ参ルコト有リ。東対前庭ニ列立ス。别当ノ右大弁列ニ加ハリテ拝礼ス。…氏ノ后ノ産時、勸学院衆等参入ノ例、見エズ。若シクハ権儀カ。尋ヌベキ事也」などと見え、「勸学院歩」は、九月十七日ではなく、十三日の事だった。『御産部類記』一本には「五日ノ事…今日勸学院二官ノ別当学生等ノ参入有リ。賀ノ由ヲ啓セシム。别当ノ右大弁列ニ加ハリテ拝礼ス。即チ禄ヲ給フ」とあつて十五日にも行われた可能性はなくはないが、十七日に行われたという記録は確認できない。新釈(一二二頁)は「記憶誤り」とするが、全注釈(上・三三九頁)は「脚色ないし虚構の意図に基づくもの」とする。全訳注(上・二九頁)は前者の立場をとり、「一部始終を直接見たわけではない」ことよつて生じた「単なる記憶違いによるもので、意識的になされた事実変更とか、意図的になされた脚色ないし虚構といった大袈裟なものではあるまい」とする。○あゆみしてまゐれる 練歩して参上した、勸学院の学生たちが。○見参(げざむ)のふみども、又啓す 参賀人の連名簿を、又啓上する。○こよひの儀式は… 藤田美術館本紫式部日記絵詞の本文は「こよひのぎし

きは…の、しるに…のぞきまいらせられたれば…もてさはがれ給うるはしき御けしき…」。全注釈・校注・新大系は、絵詞の本文に従い、「もてさはがれ給」は、「御けしき」にかかる連体形「たまふ」と見る。○国のおや 皇后。また、天皇の御生母。国の親は、天皇、または太上天皇をいう場合と、皇后、または天皇の御生母をいう場合がある。『源氏物語』の「くにおやとなりて、帝王の上なき位にのほるべき相おはします人の」(桐壺・二〇)は前者、『宇津保物語』の「きさいの宮は…われまことの天ちにうけられたるくにのをやならば、しはづさじとおほして」(国ゆづりの下・一五二六)は後者の例。○あえかに 華奢なようすで。「あえかなり」は、『源氏物語』に「廿一二ばかりになりたまへど、なをいといみじくかたなりに、きびはなる心ちして、ほそくあえかにうつくしくのみ、みえたまふ」(若菜下・一一四七)などの他、十七例見える。日本国語大辞典の語誌欄に「こぼれ落ちる意のアユから派生した語か。『源氏物語』とその影響を受けた平安後期物語の散文中では、結婚や出産に耐え切れない幼さ、性格的な頼りなさ子供っぼさ、身体の小柄なさ、病でやつれた細さなどを形容し、心身が成熟した女性の標準から欠けた状態にある不

安定さを表わしている」とある。○灯籠<sup>とんりゆう</sup> 底本「ところ」。底本「ところ」。絵詞「とうろ」に従う。底本の「こ」は「う(宇)」の誤写。「とうろ(灯籠)」の「う」が落ちた形。『宇津保物語』に「夜にいりぬれば、とうろかけつ、」(国ゆづりの中・一四七三)、『枕草子』に「とうろに火ともしたる、ふたまばかりさりて」(みなみならずは・陽四三才)など。ここは、御帳台内部の天井から吊した照明具。藤田美術館本絵詞には、母屋に立てられた御帳台に中宮彰子が臥し、のぞき込んでゐる紫式部の後ろ姿と、御帳の内にかげられた灯籠が描かれている。○いとどしきただでさえくなのにまして。『源氏物語』に「くまなきゆふひに、いとどしきよらにみえ給ふ」(薄雲・六一)など。くまなき夕日を浴びて、ただでさえ清らかな源氏の姿がいつそう清らに見える。こども、くまなき灯籠の光によって、普段から清らかな中宮彰子様の御顔の色合いがますます清らだという。○そこひもしらず、きよらなるに 底知れず、清らである上に。「そこひ」は、至り極まるところ。『極めて深い底。極み。果て。』『土左日記』承平四年十二月廿七日条に「棹させどそこひもしらぬわたつみの深きこころをきみにみるかな」、『源氏物語』に「かぎりなく、そこ

ひしらぬこゝろざしなれば、ひとのとがむべきさまにはよもあらじ」(胡蝶・七九八)など。○こちたき御ぐしは、ゆひて 豊かな御髪は、結つてこそ。春日権現験記絵に女が髪を結んで枕上に置く寝姿が見える。龜鑑(四五頁)は「臥す時には、髪の下ざま(肩より少しく下)を元結の如きもので結い、髪の乱れぬようにしたもの」といい、「この文意は、仰山なほど沢山の御髪は、まことにお立派であるが、なる程、こうしてお結いになつてこそ、一しおお立派さがおまさりになるわけなのだつた、というのである」とと解している。『源氏物語』葵上の出産場面に「しろき御ぞに、色あひいとほなやかにて、御ぐしのいとながうちたきを、ひきゆひて、うちそへたるも」(葵・二九八)など。○かけまくも、いと、さらなれば 口に出すのも、ほんとうに、今更なので。「かけまくも」は、心に懸け、口に出す、という意味の下二段活用動詞「かく」の未然形に、仮定・婉曲の助動詞「む」の未然形「ま」と、動詞を名詞化する接尾語「く」(「いはく」などの「く」に同じ)と、係助詞「も」が付いた形で、「もし心に懸け、口に出したならば、それも」あるいは「心に懸け、口に出すようなこととも」の意である。これに「かしこし」(恐れ多い)という

形容詞が続く「かけまくも、かしこし」は、祝詞、宣命の用語。『源氏物語』にも「かけまくも、かしこき、おまへにてと、ゆふにつけて」（賢木・三三九）など見える。こは、「かしこし」とは続けず、「いと、さらなれば」（ほんとうに、いまさらめいているので）と言う。中宮様のことを申し上げるのも恐れ多く、また、その素晴らしさはほんとうに言うまでもないことなので、の意。○えぞかきつづけ侍らぬ 到底書き続けられませんが、打消表現と呼応する副詞「え」が、係助詞「ぞ」によって強調され、書き続けることができない、と不可能であることを、「侍り」という敬語を用いて述べられている。「侍り」については、[5](#)参照。「かけまくも」と響き合い、恐れ多いという気持ちで通底する。○一日のおなじ事 先日と同じ。絵詞「ひと夜」。○かんだちめの禄 上達部（公卿）への禄。『小右記』寛弘五年九月十七日条に「公家、禄ヲ給フニ差有リ（上達部・殿上人・諸大夫及び宮司等歟）。延長ノ例ノ如シ。其ノ後、中宮、公卿以下ニ禄ヲ給フ。上達部、女装束、皇子ノ御衣ヲ加ヘラル。或イハ、襦袢ヲ加ヘラル。具シクハ記ス能ハズ。殿上人、物ヲ被ルニ差有リ（四位掛・袴、五位掛、六位袴、四位已上ハ、皇子ノ衣・襦袢等、或イハ御衣、或イ

ハ襦袢ヲ加ヘラルト云々）」と見え、日記本文の「かんだちめの禄は…女装束、宮の御ぞなどそへて」は「上達部、女装束、皇子ノ御衣ヲ加ヘラル」と一致することから、「御簾の内より…いだす」とある「禄」は、中宮からの禄であることが確認できる。○女装束 絵詞「女のさうぞく」。[18](#)「女のさうぞく」。『御産部類記』の「禄」の割注に「大納言以下宰相以上、大樹ニ、綾ノ掛一重・児ノ御服等ヲ相加フ」とあるので、日記本文「かんだちめの禄は…女装束、宮の御ぞなどそへて」の「女装束」が「綾ノ掛一重」だったことが知られる。○殿上人 「殿上人の禄は」の省略。○頭ふたり 頭中将源頼定と頭弁源道方。藏人所には頭として、太政官の判官で従四位上相当の大弁を兼ねる「頭の弁」と、近衛府の次官で従四位下相当の近衛中将を兼ねる「頭の中将」の二人が置かれた。『御堂閔白記』寛弘五年正月廿八日条に「左中弁道方朝臣ヲ以テ、藏人ノ頭ニ補ス」とあり、『小右記』寛弘五年十月十六日条に「頭弁道方」と見えるので、「頭の弁」は源道方と確認できる。『公卿補任』寛弘九年条に「正四位上源道方（四十五十二月十六日任。左大弁・宮内卿、元ノ如シ。元藏人頭…）」と見え、寛弘五年当時は、四十一歳ということにな

る。龜鑑(四五三頁)は四十一歳とするが、全集(二六九頁)・全注釈(上・三三五頁)・新大系(四六八頁)・新全集(二六八頁)・角川文庫(三八八頁)はすべて四十歳とする。これは、『公卿補任』が長暦三年と同四年における道方の年齢を共に「七十二」とする誤りを犯している。この点を見落とした結果生じた錯誤と考えられる。道方は長久五年(二〇四四)九月廿五日薨去するが、『公卿補任』は「年七十六」とし、『尊卑分脈』は「七十七歳」とする。この場合は『尊卑分脈』を信じるべきであろう。「道雅」の年齢を論じた箇所においても指摘した通り、長暦年間辺りの『公卿補任』の年齢注記は注意が必要で盲信は禁物である。道方は、逆算すると、安和元年(九六八)年生まれで、『平安時代史事典』(角川書店)なども訂正の必要がある。左大臣源重信男。母は、『尊卑分脈』では「師輔公女」、『公卿補任』では「高明公女」と対立している。正暦元年(九九〇)八月卅日、廿三歳で少納言に任ぜられ、『枕草子』に「みちかたの少納言、びは、いとめでたし」(御仏名の又の日)と登場するように、若い頃から琵琶の名手であった。『権記』によれば長保二年(一〇〇〇)十月十五日、内裏新造後に一条天皇が紫宸殿に出御するなか、新所の匂しゅんが行わ

れ、琵琶を奏している。「琵琶、道方朝臣ニ給フ」とある通りである。道方男に歌人で、父同様琵琶奏者として知られる経信がいる。なお、「頭の中將」については、[図参照](#)。[図](#)にも「頭中將よりさだ」と既に見え、正四位下左近衛權中將源頼定、当時三十二歳である。○おはやけの祿は朝廷からの祿は。以下の本文は絵詞では省略されている。『小右記』寛弘五年九月十七日条に「公家、祿ヲ給フニ差有リ(上達部・殿上人・諸大夫及び宮司等歟)。延長ノ例ノ如シ」とある。延長年間の前例とは、延長元年(九二二)七月廿四日に誕生した寛明親王(朱雀天皇)と、同四年六月二日に誕生した成明親王(村上天皇)の例である。この二例の七夜の公家の御産養の祿について、前者は、『御産部類記』所収「貞信公記」延長元年八月一日に「内裏・宇多院二御養事有リ。大内白ノ掛・赤ノ掛各十領、白絹廿疋、赤絹百疋、綿五百屯、調布五百端、碁手ノ錢五十貫」、後者は、『御産部類記』所収「延喜御記」延長四年六月八日に「物ヲ被ル料、掛・衾及び絹綿布、碁手ノ錢ヲ以テ、職ノ司ニ預ケテ給ハシム(白ノ掛十五領、赤ノ掛五領、衾廿疋、白絹廿疋、赤絹百疋、細長ノ綿五百屯、調布五百段、碁手ノ錢四十貫、屯食廿具、但シ、綿已上ハ、分ケテ辛櫃十合ニ納ム)」と

見える。「樹・衾及ビ絹」が日記本文の「おほうちき、ふすま、こしざし」に対応する。なお、『小右記』の記事から、まず公家からの禄があり、その後の中宮からの禄があったことが知られるが、日記本文では順序が逆になっている。全注釈(上・三三三頁)は「これは作者が事実の観察認識を誤ったからではなく、中宮に仕える紫式部として、時間の先後は超越して、中宮を中心に叙述を展開したにすぎないと考えるべきであろう」とし、『紫式部日記』が「決して事実完全に忠実な客観的記録日記ではなく、虚構も脚色も含めて、作品の主題に奉仕すべく構成された日記文学であつた」という。○おほうちき 桁・丈を大きく仕立てた褂。『貞丈雑記』巻五・装束類之部に「褂ウチキと云は装束の下に着する衣の事也。又、大褂オホウチキと云は樹のゆきたけを大に縫たる物也。是は着る物にはあらず。人に給はる物也。それを拜領して小く縫て常の褂にして着る也」とある。『後撰和歌集』春上・一詞書に「正月一日、二条のきさいの宮にて、白きおほうちきたまはりて」、『源氏物語』に「御ろくの物、うへの命婦とりてたまふ。しろきおほうちきに、御ぞひとくんだり、れいの事也」(桐壺・二五)など。○ふすま 衾。長さ八尺の長方形。「ふすま」といえ

ば、ふつう、寝る時にかからだの上にかける夜具をいう。『源氏物語絵巻』の、病床に伏す柏木を友人の夕霧が見舞う場面に、柏木が衾をかけているのが描かれている。直垂のように、襟があつて広口の袖が付いていて、直垂衾とも呼ばれるものである。宿直時に、保温のために絹綿を入れて用いられた。それとは別種の衾もあつたらしく、『満佐須計装束抄』巻一に「御ふすまは、くれなる紅のうちたるにて、くびなし。ながさ八尺。：くびのかたには、くれなる紅のねりいとをふとらかによりて二筋ならべて、よこさまに三はりさし針をぬ縫ふなり。それをくびとしるべし」(群書類従第八輯・七頁)と見え、長さ八尺(約二四〇cm)の四角形で、袖も縁もなく、首のほうに紅の練り糸を太くひねつて二筋並べ三針さして目印としたという。また、「ろくには、とりの鳥こがさね子のほそなが、おほうちぎ掛、あかぶすまなどいふものあり。：あかぶすまといふは、たうさ陶砂の、こきす濃はう芳いろなるきぬ衣をいふなり」(群書類従第八輯・一六頁)ともある。「陶砂」は、古くは明礬のことで、『新猿楽記』に「交易之物、売買之種、不可称数。唐物：蘇方、陶砂」(群書類従第九輯・三五〇頁)と見える。後には明礬を溶かした水に膠ニカワの液を混ぜて、紙や絹などに引いて、墨や絵の

具、あるいは汗や汚れが滲むのを防ぐような工夫もなされたようで、そうした加工が施された陶砂の衣を「ふすま」と呼んで「禄」としたらしい。○こしざし 退出時、腰に差す巻絹。「こしざし」とは、『枕草子』に「つくりはてつれば、宮づかさめして、きぬふたゆひとらせて、ゑんになげ出したるを、ひとつとりにとりて、おがみつゝ、こしにさして、みなまかでぬ」(陽明文庫本・しはすの十よひの程に)と見える通りで、腰に差して退出するところから、褒美として賜った巻絹をいう。こしづけとも。『源氏物語』に「宮のすけをはじめて、さるべきうへ人ども、ろくとりつゝけて、わらはべにたぶ。…ものゝしどもは、しろきひとがさね、こしざしなど、つぎゝにたまふ」(胡蝶・七八七)など。○おほやけざまなるべし 型通りにちがいない。『源氏物語』に「七夜はうちより。それもおほやけざまなり」(柏木・一二三四)など見え、薫の御産養の七夜が内裏主催で行われ、「おほやけざまなり」と形容される。この点、『紫式部日記』と『源氏物語』とは共通するが、日記本文にはこの形容動詞に「べし」という推量の助動詞が付いている。紫式部は「おほやけの禄」が支給される場面を見ていないのである。全注釈(上・三三六頁)は「お

そらく、公家の禄は東の対で支給されたのであろう」とその理由を推測している。○御ちつけつかうまつりし橘三位 ↓四。○おくり物 中宮から橘三位への贈り物。亀鑑(四五五頁)は「禄といわないのは、本宮より公さまに賜わるのでなく、橘三位の退下するにつき、中宮より内々、私さまに賜わるからであらう」と指摘し、「贈物は、元来来れる人の帰る時に物をやるのを言う詞である。公的な禄とは區別すべきである」という。九月十一日、皇子誕生の日の御乳付の役に奉仕した橘徳子は、中宮と共に土御門殿にそのまま留まっていたが、この日すなわち十七日に里下がりするのであろう。○おりものほそなが 綾織物の細長。『枕草子』に「とのゝ御かたより、ろくはいださせ給。女のさうぞくに、こうばいのほそながそへたり」(陽明文庫本・関白どの二月廿一日)と見え、正暦五年二月、関白道隆が法興院の積善寺という御堂で一切経供養を行った時、内裏から遣わされた勅使への禄として「女の装束」に「紅梅の細長」が添えられて支給されている。『源氏物語』にも「ろく」として「中将の君には、ふちのほそながそへて、女のさうぞくかづけ給ふ」(胡蝶・七八七)、「こうばいがさねのからのほそながそへたる、女のさうぞくかづけ給」

(梅枝・九七七)、「女のさうぞくに、ほそながそへてかづけ給」(若菜上・一〇六七)、「四位六人は、女のそうぞくに、ほそながそへて」(宿木・一七三〇)など見える。「女の装束」に「細長」を添えるのが、「禄」や「贈り物」の通例だったので、日記本文では「例の」(いつものように)という修飾語が付いているのである。なお、「細長」は、同じ『枕草子』に「きぬのなかに、ほそながは、さもいひつべし」(同・などで、つかさえはじめたる六位のしやくに)とある通り、その形状を示す名称であったことが知られる。『満佐須計装束抄』巻一に「ほそながといふは、れいのきぬの、おほくひなき也」(群書類従第八輯・一六頁)とある。「おおくび」とは、衽おくみのこと。和服の、左右の前身頃の襟から裾まで縫い付ける、半幅の細長い布。これが縫い付けられていないので、身・袖ともに一幅の細長い服となる。『源氏物語』には「むらさきの君、いともうつくしきかたおひにて、くれなゐは、かう、なつかしきもありけりとみゆるに、むもんのさくらのほそなが、なよらかにきなして」(末摘花・二二九)と十一歳ばかりの幼い紫上が紅の樹うらさきの上に無地の桜襲の細長を着ている場面があり、また六条院が完成した年の暮れ、婦人たちに衣を配る場面で、源

氏は、七歳の明石姫君のために「さくらのほそなが」、二十一歳の玉鬘のために「やまぶぎの花のほそなが」を選んでいる(玉鬘・七五三)。二十二歳になった玉鬘は、「なでしこのほそながに、このころのはなのいろなる御うちき」(胡蝶・七九〇)すなわち撫子襲の細長の下に、卯の花襲の樹を着て登場する。六条院の蹴鞠で柏木が女三宮を垣間見た時、女三宮は十五・十六歳。その衣服は「うちきすがた」で「さくらのおりもの、ほそながなるべし」(若菜上・一一一四)と柏木の視点で語られている。六条院の女楽では、二十一・二十二歳の女三宮は「さくらのほそなが」、三十七歳の紫上は「うす、わうのほそなが」、三十六歳ほどの明石君は「柳のおりもの、ほそなが」を着ているので、細長は、少女や若い女性に限らず、幅の広い年齢の、高貴な女性の着用した表着といえよう。宇治十帖では、二十三歳の中の君が「なよ、かなるうす色どともに、なでしこのほそながかさねて」と、薄紫色の樹うらさきを重ね着して、その上にさらに撫子襲の細長を重ねている。また、薫が初めて垣間見た二十一歳ばかりの浮舟は、「こきうちきに、なでしことおほしきほそなが、わかかなへ色のこうちききたり」(宿木・一七八三)と、濃い紅の樹の上に、撫子襲の細長を

重ね、さらに若苗（濃い萌黄）色の小掛を着ていた。○衣  
ばこ 衣筥。↓<sup>33</sup>。『源氏物語』に「ほそながひとかさね  
…あはせのはかま一ぐ…御こうちきと、よきころもばこに  
いれて、つ、みいとうるはしうてたてまつれたまへり」  
（行幸・九〇三）と、玉鬘の装着に際して末摘花から贈られ  
た細長・袴・小掛は、「衣筥」に入れて、それを「包み」、  
届けられている。○つつみなども 包みの色なども。藤田  
美術館本絵詞には、母屋に立てられた御帳台に臥す中宮彰  
子と廂の間に控える橘三位との間に、中宮から橘三位への  
贈り物の白い包みが置かれている。○やがて白にや その  
まま白だったのだろうか。「銀の衣筥に加え、包みの色な  
ども産養の儀式そのまま白だったのであろうか」という意  
味の挿入句。「ありけむ」などの結びの省略。後の「くは  
しくは見はべらず」と響き合う。○又つつみたる物そへて  
また別に包んだ物を添えて。「AにBそへて…又Cそへて」  
という構文で、「女の装束」に「織物の細長」さらに「包  
みたる物」を添えて橘三位に贈る。「…」の箇所挿入句  
が置かれ、「贈らせ給ふ」などの述語が省略されている。  
○きき侍し 聞いたことごとくございます。地の文で用いられ  
る「侍り」は、『源氏物語』にも「あいなのかかしらや、

などぞはべるめる」（関屋・五五二）など見え、畏まりを  
表す。読者を予想した表現ともいわれる。本日記では、過  
去の助動詞「き」と併用し、自己の経験をつつしみ深く回  
想する表現として見られる。↓<sup>5</sup>。中世に入ると、『徒然  
草』に「神無月の比、栗栖野といふ所を過ぎて、ある山里  
にたづね入ること侍りしに」などと見えるように多用さ  
れ、一種の雅語的表現になっていく。○くはしくは見はべ  
らず 詳しくは見ておりません。「白にや」の疑問に対す  
る答えに加え、「又包みたる物」の内容は、「詳しくは見は  
べらず」によって、明確にされないまま言い終わることに  
なる。全注釈は「伝聞したことであるにもかかわらず橘徳  
子への贈り物を詳しく叙述するところにも、宮廷に仕える  
女房としての心得を娘賢子に教えようとする、この日記の  
目的・主題のあり方がうかがわれる」（上・三三六頁）と  
し、「このような弁解がましいことを付け加えたのは、や  
はり、羨望の意のあらわになることをおそれての、女性ら  
しい予防線」（上・三三八頁）というが、伝聞したに過ぎな  
い橘三位への中宮からの贈り物に言及したのは、女房とし  
て式部の関心のあり方を示すぐらいに留めるべきであら  
う。



【参考】『栄花物語』に「又七日の夜は、おほやけの御うぶやしなひなり。藏人少将道雅を御つかひにて、まゐり給へり。松君なりけり。ものゝかずかきたるふみ、やないばこにいでて、まゐれり。やがてけいし給。勸学院の衆ども、あゆみてまゐれる、げざんの文、又けいし、祿ども給べし。ひとよのことにまさりて、おどろくしうの、しる。

内の女房たちみなまゐる。藤三位、命婦・藏人、ふたくるまにてぞ、まゐりたる。船の人々もみなおびえていりぬ。内の女房たちに、殿あはせ給て、よろづ思事なげなる御けしきの、ゑみのまゆひらけさせ給へれば、みたてまつる人々、げにくとあはれにみたてまつる。おくりものども、しなぐに給。

又の日の御ありさま、けふはいと心ことにみえさせ給。御帳のうちに、いとさゝやかに、うちおもやせて、ふさせ給へるも、いとつねよりもあえかみにえさせ給。おほかたの事どもは、ひとよのおなじ事也。上達部の祿は、みすのうちより、いださせ給へば、左右のとうふたり、とりつぎてたてまつる。れいの女のさうぞくに、宮の御ぞをぞ、そへたべき。殿上人は、つねの事と、おほやけがたのは、おほうちき、ふすま、こしざしなど、れいのおほやけざま

なるべし。御乳つけの三位には、女のさうぞくに、おりもの、ほそながそへて、しろがねのころもばこにて、つゝみなどもやがてしろきに、又つゝませ給へる物などそへさせ給。

八日、人々、色ぐにさうぞきかへたり」（はつはな、二・四五二）など。

（本学教育学部長・大学院文学研究科教授）